

◆◆「新しい川崎」メール版◆◆

---2023年8月22日・第86号---

<目次>

●ストップ・リニア訴訟、7.27 不当判決と今後

■教職員の過失による損害の賠償責任を教職員に安易に負わせてはならない

▲ お知らせコーナー

☆8/26 西加瀬巨大物流センターを考える住民集会

☆8/30「ワタシタチハニンゲンダ」緊急上映会

☆9/23 ゆめシネマ「オレの記念日」

★ 編集後記

●ストップ・リニア訴訟、7.27 不当判決と今後

<国とJR 東海の主張丸写しの不当判決に抗議>

7月18日東京地裁は、リニア中央新幹線工事实施計画の認可取り消しを求める249名の原告に対し、認可取り消しを認めない不当判決を言い渡した。

原告団および弁護団は直ちに声明を発し、「判決は、鉄道事業法の求める運行の安全性の問題については認可時に全く考慮する必要が無いとする判断を行い、

東南海トラフ地震の危険性、火災発生時の避難・救出態勢の欠如、大井川の水問題始め全国各地で起きている環境被害を考慮しない「国及びJR東海の主張を丸写しにしたものである」として、即日東京高裁に控訴した。

<川崎でのリニア工事・大深度トンネル掘進を止めよう>

原告数が最も多い東京神奈川(川崎・町田)の訴訟団は、8月12日に報告集会を行い今後の闘いについて意見交換を行なった。

川崎・町田は、リニアの第一首都圏トンネルの7割を占める約26kmが最深100m、直径14mの大深度トンネルである。

工事は、シールドマシンという巨大な機械で地中を掘削します。

2020年10月に調布市で起きた東京外環道工事の陥没事故を受け、それまで大深度法を盾に「地上に影響は無い」と住民に説明してきたJR東海も、沿線3千世帯の住民の家屋調査を開始せざるを得なくなり、他方今年4月から市内2か所で調査掘進を開始した

JR東海は、川崎・町田の地質は調布市とは異なると言うが、ボーリング調査も少なく地質の安全性は全くの未知数である。

今後は、控訴審で地裁判決の是非を問うとともに、静岡県のように地元の自治体・議会での闘いが極めて重要であり、住民の命と暮らしを守る戦いの共同の闘いとして進めていきたい。

リニア訴訟団東京・神奈川 矢沢美也

■教職員の過失による損害の賠償責任を教職員に安易に負わせてはならない

川崎市は、稲田小学校の教職員がプールの水の管理方法を誤り止水栓を開けたままにしたため、190万円の水道代が発生した事態に対し、余分な水道代の半額を担当教員、校長らに賠償請求をしました。

今回の事例は、全労働者にかかわる問題であり、基本的な法理を、東京法律事務所の江夏大樹弁護士の論文から紹介をします。

①教員が賠償責任を負う場合が限られ、賠償金額も制限される

労働者の職務遂行にかかる賠償責任は、第1に労働者に故意または重過失がある場合にのみ発生し、第2に労働者の故意または過失があり損害賠償責任が肯定される場合も損害の公平な分担という観点から信義則上相当と認められる限度においてのみ責任を負う。

労働者は使用者の指揮命令の下で使用者の求める成果を要求されながら、ミスや損害を生み出しかねない職場環境・作業条件のもと働かざるを得ない立場にある。

教員も一人の人間である以上、業務遂行に伴い、一定の損害が発生することは避けようがなく、業務命令を拒否することは困難である。

他方で自治体は教員に業務を遂行させることで、その恩恵を享受しているにもかかわらず、その業務より不可避免的に発生する損害を教員に負わせることは不当である。

教員は高額な賃金が支払われている職種ではなく、多額の賠償責任を負わせれば、その生活に困難を来すことは必至である。

とりわけ、公立学校教員は過労死ラインを超過し、過労死等の健康被害が多数発生し、残業代が支給されないなど、極めて過酷な労働条件に置かれている。

教員の人員不足は深刻である一方で、業務は際限なく広がる中で、プールの管理という本来的な教員の業務とまでは言えない周辺業務に従事する中で発生するミス(過失)は教員個人の責任とすべきではない。

したがって、教員が業務に従事する中でその過失に基づき、自治体に損害が生じたとしても、当該教員に故意又は重過失がある場合でない限り、損害の賠償を請求することは許されない。

【重過失とは】

重過失とは、単なる過失にとどまらず、「通常人が要求される程度の相当の注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然とこれを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態」(最高裁32年7月9日判決)

②望まれる自治体の対応について

昨今の教育現場では、プールの溢水事例をはじめ、自治体が教職員に賠償を求め、教員がその求めに応じざるを得ない事例が散見される。

このような事態は教員の財産権を不当に侵害し、教育行政の円滑な遂行を妨げるものである。

損害が発生した自治体は、教員の軽過失に基づき発生した損害について、賠償責任を負わせるような対応を行ってはならないことに十分留意しなければならない。

仮に重過失が存在するとしても賠償額は諸要素に基づき制限されることに留意した上で賠償請求を行うか慎重に検討しなければならない。

以上基本理解とは別に、現在、多くの市民や団体から、川崎市教委への疑問や反対の意見が多く寄せられています。

次号では、市民・団体からの意見や市教委側の対応について、続報します。

市教委への意見は以下をお願いします。

教育委員会総務部学事課 並木さん 044-200-1801

川崎市 報道発表資料 市立小学校のプールにおける水の流出について

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/press/cmsfiles/contents/0000153/153608/houdouhappyou.pdf>

▲ お知らせコーナー

☆西加瀬巨大物流センターを考える住民集会

8/26日(土)19時～20時半

荏宿小学校特別教室

近隣住民でなくても、この問題に関心のある方はぜひご参加を！

主催 巨大物流センターを考える住民の会

連絡先 広瀬忠雄 044-433-7948

☆「ワタシタチハニンゲンダ」緊急上映会

外国人学校に対する官製ヘイト、技能実習生、難民、入管の実態など

外国人差別の本質にせまる

8/30(水)18時半より

一般:500円__学生以下無料

問合せ:090-1458-3102(柴田)

★ 編集後記

「関係者の理解が得られなければ、いかなる処分も行わない」と約束したはずの原発処理水の海洋放出。

漁業者、国民の理解を得られない処理水の放出に反対であることは、いささかも変わらない」と全漁連会長。

岸田総理大臣は放出時期を判断すべき最終段階にあるとして、24日には海洋放出を始める計画です。

「関係者の理解」が一体いつ得られたのか。

「責任を持つ」とか言っていますが、その場しのぎに繰り出されるあれこれの理屈が空虚に聞こえます。

「蟻の兵隊」という映画は、国が信じられないような大きなウソをつくことを浮き彫りにしました。

森友学園に関する決裁文書の改ざんに関与させられて近畿財務局の職員、赤木俊夫さんが自殺した事件も国家がウソで塗り固めて隠蔽しとおす構えです。

安全基準の30倍に薄めるから大丈夫。という理屈です。底魚のヒラメなどにもトリチウムは蓄積しないと主張します。

それも未知のこと。実際に問題が起きたときには、また隠蔽するのでしょうか。(Y)

☆☆チェンジかわさき！☆☆

川崎民主市政をつくる会

〒211-0011 中原区下沼部 1880

お問い合わせ

mailmag@newkawasaki.jp

公式ホームページ

<https://newkawasaki.jp>

☆☆チェンジかわさき!☆☆

配信を希望されない方は以下をクリックしてください。

自動的に登録を解除します。

https://my922p.com/User/cancel_mail/fMwwpqj4/eo4lo85SAEOa?mail=akagixxx%40yahoo.co.jp

誤って登録解除した場合、以下より再度登録をお願いします。

<https://my922p.com/p/r/fMwwpqj4>